

平成24年6月相模原市教育委員会定例会

○日 時 平成24年6月14日（木曜日）午後1時30分から午後2時まで

○場 所 相模原市役所 教育委員会室

○日 程

1. 開 会

2. 会議録署名委員の決定

3. 議 事

日程第 1（議案第36号） 平成25年度教科用図書の採択における採択地区について（学校教育部）

日程第 2（議案第37号） 相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会委員の人事について（教育環境部）

日程第 3（議案第38号） 相模原市立公民館館長の人事について（生涯学習部）

4. 閉 会

○出席委員（5名）

委 員 長 溝 口 碩 矩

委員長職務代理者 小 林 政 美

教 育 長 岡 本 実

委 員 齋 藤 文

委 員 大 山 宜 秀

○説明のために出席した者

教 育 局 長 白 井 誠 一 教 育 環 境 部 長 大 貫 守

学 校 教 育 部 長 小 泉 和 義 生 涯 学 習 部 長 小 野 沢 敦 夫

教 育 局 参 事 林 孝 教 育 総 務 室 長 細 谷 正 行
兼教育総務室長 担 当 課 長

教 育 環 境 部 参 事 鈴 木 英 之 学 校 保 健 課 長 中 嶋 成 享
兼学校保健課長 担 当 課 長

学 校 教 育 課 長 今 井 勉 学 校 教 育 課 長 中 山 章 治
担 当 課 長

学校教育課 林 由美子 生涯学習部参事 大 用 靖
指導主事 兼生涯学習課長

生涯学習課 重 田 聡 生涯学習課主事 有 田 久美子
担当課長

○事務局職員出席者

教育総務室主査 井 上 大 輔 教育総務室主任 越 田 進之介

□開 会

◎溝口委員長 それでは、ただいまから相模原市教育委員会 6 月定例会を開催いたします。

本日の出席委員は 5 名で、定足数に達しております。

本日の会議録署名委員に、斎藤委員と大山委員を指名いたします。

はじめにお諮りいたします。本日の会議を公開の会議とすることで、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎溝口委員長 では、本日の会議は公開といたします。

傍聴人の方は、お入りいただいて結構です。

○越田教育総務室主任 傍聴の方は、現在いらっしゃっておりません。

□平成 2 5 年度教科用図書の採択における採択地区について

◎溝口委員長 それでは、議事日程に基づき、これより日程に入ります。

日程 1、議案第 3 6 号、平成 2 5 年度教科用図書の採択における採択地区についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○小泉学校教育部長 議案第 3 6 号、平成 2 5 年度教科用図書の採択における採択地区について、ご説明申し上げます。

本議案は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 1 6 条の規定に基づき、平成 2 5 年度教科用図書の採択地区における本市の意向を神奈川県教育委員会へ回答するものでございます。

それでは、具体的なことにつきましては、学校教育課長から説明させていただきます。

○今井学校教育課長 それでは、1 枚おめくりいただいて、資料 1 をご覧ください。

平成 2 5 年度教科用図書の採択における採択地区について、神奈川県教育委員会より調査票が送られてきております。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 1 6 条の規定、指定都市に関する特例規定により、教科用図書の採択地区を「区の区域又はその区域をあわせた地域に、採択地区を設定しなければならない」と定められております。

続いてもう一枚おめくりいただいて、資料2をご覧くださいと思います。

本市におきましては、政令指定都市となった平成22年度に「全市が足並みをそろえ、教員が授業研究を中心とした教科研究会をもち、研究を進めていること」等を理由に、一市一地区と採択いたしました。それ以降も、採択地区については毎年ご協議いただき、一市一地区とさせていただいております。

また、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条に、「同一の教科用図書を採択する期間は、4年とする」とありますので、平成25年度につきましても、今年度と同一の教科書を採択することとなります。

したがいまして、採択地区につきましても、今年度同様、変更の希望なしと回答することをご提案申し上げます。

以上、議案第36号、平成25年度教科用図書の採択における採択地区について、ご提案申し上げます。よろしくご協議いただけますよう、お願い申し上げます。

◎溝口委員長 ただいま説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎小林委員 現在、採択地区を一市一地区の設定で行っておりますけれども、今までの段階で、学校現場において、並びに教育行政の立場から不都合な点は生じているかいなか、その点を教えていただければと思います。

○今井学校教育課長 毎年、検討会等を開いておりますけれども、その中で不都合等のご意見は現在いただいております。

◎小林委員 ただいまのお答えをいただきまして、22年度に設定した一市一地区という理由からも、引き続きこれによろしいのではないかという意見でございます。

◎溝口委員長 ほかに何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 それでは、ございませんので、これより採決を行います。

議案第36号、平成25年度教科用図書の採択における採択地区についてを原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第36号は可決されました。

□相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会委員の人事について

◎溝口委員長 次に、日程2、議案第37号、相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会委員の人事についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○大貫教育環境部長 議案第37号、相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会委員の人事について、ご説明申し上げます。

相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会は、附属機関の設置に関する条例に基づき設置されているもので、学識経験者をはじめ、学校関係者等の代表者から構成され、定員は10名以内となっており、現在10名の委員を委嘱しております。

はじめに、災害見舞金制度の概要について、ご説明申し上げます。関係資料の3をご覧いただきたいと思っております。

この制度は、学校管理下において、児童生徒が負傷、疾病、身体障害または死亡した場合に、見舞金を贈呈するものでございます。

見舞金の内容といたしましては、入院をした場合の医療見舞金、障害が残った場合の障害見舞金、永久歯を損傷し、神経を取った場合の歯科見舞金、死亡時の死亡見舞金。そのほか、教育委員会が特に必要と認めた場合の特別見舞金がございます。

当該委員会は、特別見舞金につきまして、教育委員会からの諮問を受けて審議を行うこととなっております。なお、災害見舞金の額及び障害見舞金の額につきましては、次のページに掲げてありますので、ご参照いただければと存じます。

議案にお戻りいただきたいと思っております。本議案は、相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会委員3名から、任期途中において辞職したい旨の申し出があったため、これを承認し、後任の委員を委嘱すること及び任期満了の委員1名の後任の委員を委嘱することが必要なため、提案いたすものでございます。

はじめに、辞職でございますが、保護者の代表として委嘱申し上げておりました岡井浩子氏と小関和代氏、学校長の代表として委嘱申し上げておりました高野良彦氏から、6月30日をもって辞職したい旨の申し出がございましたので、その承認をお願いするものでございます。

次に委嘱でございますが、7月1日をもって委員4名の委嘱をお願いするものでございまして、その任期は2年でございます。

はじめに、任期満了に伴う委嘱として、学識経験者として、相模原市歯科医師会から井上誠氏を委嘱するものでございます。なお、井上誠氏は、再任となります。

次に、辞職される3名の方の後任として、保護者の代表として、市立小中学校PTA連絡協議会から水野谷珠世氏と永井廣子氏、学校長の代表として、市立中学校長会から小西保勝氏を委嘱するものでございます。

以上で、議案第37号、相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会委員の人事についての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

◎溝口委員長 ただいま説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎大山委員 私もこの審査委員会の委員になっているのですが、過去10年ぐらい、一度もまだ委員会がない。過去一回あったという記載がありましたが、その当時から委員ということで、毎年確認は来るのですが、今日この見舞金条例の抜粋を初めて拝見いたしました。

例えば、初めて災害見舞金審査委員会の委員になったときに、こういった書類は提示されているのでしょうか。私は今日、初めて拝見したのです。あと、どんなときに審査委員会が開催されるのかお教えいただきたいと思います。

○鈴木学校保健課長 二点ほどご質問ございました。委嘱をお願いするときに、条例自体を送付していることは、申し訳ないのですが、ございません。

それからもう一点、過去どういう事例があったのかというお話でございますが、部長がご説明申し上げましたとおり、先ほどの条例上の特別見舞金、これに該当するような場合について、教育委員会の諮問に応じてこの会が開催されますが、過去には平成2年、今から22年前でございますが、平成元年10月に谷口台小学校で、騎馬戦中に転落して肩を打った女子生徒が、ピアノを習っておりました。スポーツ振興センターに申請したところ、その女子生徒は手にしびれがあるというお話だったのですが、事故と手のしびれの因果関係がないということで、障害見舞金の対象にはなりませんでした。

自動的に、本市の条例においてもその見舞金の対象にはならないということだったのですが、いろいろ保護者等の話し合いの中で、平成2年に、ピアノを習っている関係の影響、これを審査するというので開催して、結論的には特別見舞金をお支払いしたというケースがございます。

◎大山委員 私が申し上げたいのは、委員に任命されたけれども、私は学校保健課等と直接対話がございますので、この審査委員会の役割は十分に存じ上げているつもりですけれど

も、ほかの委員の方々がどのような目的でこの委員になったのかといったことは、やはり委員会の性格や概要を就任のときにご説明する必要があるのではないかと思います。

○大貫教育環境部長 今、お話がありましたように平成2年以降開かれていないというのが実情でございますので、何で開かれていないとか、何をやるのかとか、やはり委嘱するときにお知らせするのが筋だと思いますので、今後改めていきたいと思います。

◎大山委員 委員ですから、災害見舞金の支給状況だとか、年報みたいなものは出てくると思うので、相模原市の状況など、その辺は報告していただいた方がよろしいのではないかと思います。

○鈴木学校保健課長 大山委員からお話があったようなことを踏まえて、今後改善してまいります。

◎溝口委員長 2ページに別表がありまして、1級から14級まで分かれておりますが、この表を見ますと、1級というのは死亡見舞金と理解してよろしいのでしょうか。あと2級とか、最後の14級というのはどのレベルのお金であるのか、簡単に説明していただきたいのですが。

○鈴木学校保健課長 この等級につきましては、基本的には独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する症例で等級が定まっております、例えば今お話があった1級につきましては、両目が失明したような場合、これは1級でスポーツ振興センターの方では3,770万円。ちなみに一番最後の14級の場合は、片方の目のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつ毛が全部取れてしまったような場合、あるいは腕のところに手のひらぐらいの大きさの跡を残したような場合、これが14級ということでございまして、それぞれ症状に応じて等級に分かれて、スポーツ振興センターの症例で障害見舞金の額が定まっているものでございます。

◎溝口委員長 そうしますと、この障害見舞金額表というのは、委員の方々にはどこかで当然説明をなされているわけですね。

○鈴木学校保健課長 基本的に、障害見舞金あるいは医療見舞金をお支払い場合につきましては、条例に基づきまして、お支払いをしていますので、各委員の方々にはご説明を申し上げてはございません。

◎溝口委員長 委員の方々に説明をしないで、委員の委嘱をするというのは何か普通に考えて違和感がございませんか。

○大貫教育環境部長 この条例に金額が定められておりますので、スポーツ振興センターで、

例えば何級と決まった場合ですと、条例上何級というのが決まっておりますので、委員会の委員の先生に判断していただく余地がないので、こういう表になるわけです。ですから、先ほど言いました特別見舞金の場合のみ委員の先生方にご議論いただいて、見舞金を出すのかどうか、出す場合はいくら出すのかというのを決めていただくものでございまして、この条例に決まっている金額は、スポーツ振興センターの保険で決まっているものをそのまま持って来ているというものでございます。

◎溝口委員長 そうしますと、特別見舞金だけの審議をするのがこの委員会だという理解でよろしいですか。

○大貫教育環境部長 はい。

◎溝口委員長 ほかにご質問等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ほかに質疑、ご意見等ございませんので、これより採決を行います。

議案第37号、相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会委員の人事についてを原案どおり決めるにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第37号は可決されました。

□相模原市立公民館館長の人事について

◎溝口委員長 次に、日程3、議案第38号、相模原市立公民館館長の人事についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○小野沢生涯学習部長 それでは、議案第38号、相模原市立公民館館長の人事について、ご説明申し上げます。

本件は、社会教育法第28条の規定により、相模原市立公民館館長の任期満了に伴う後任館長の任命をいたしたくご提案するものでございます。

平成24年7月1日付で委嘱いたします公民館長は、大野台公民館館長、下立昭雄氏でございます。下立氏の委嘱期間は、平成24年7月1日から平成27年6月30日まででございます。

次に、平成24年7月19日付で委嘱いたします公民館長は、相原公民館館長、戸塚厚生氏でございます。戸塚氏の委嘱期間は、平成24年7月19日から平成27年4月30

日まででございます。

恐れ入りますが、一枚おめくりいただきまして、議案第38号資料によりご説明させていただきます。

下立氏の主な履歴でございますが、大野中地区社会福祉協議会理事等をされており、今回は新規の委嘱でございます。

戸塚氏につきましては、平成20年5月より委嘱いたしており、今回は3期目の委嘱でございます。

いずれの方々も社会教育に理解が深く、公民館運営に熱心に取り組むことができる方であるということで、それぞれの公民館運営協議会よりご推薦いただきました。

以上、議案第38号、相模原市立公民館館長の人事につきましてご説明いたしました。よろしくご決定くださいますよう、お願いいたします。

◎溝口委員長 ただいま説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎斎藤委員 公民館館長の再委嘱の規定ですとか、年齢制限とか、そういうことはないのですか。

○大用生涯学習課長 実は公民館長の推薦につきましては、内規がございまして、推薦の基準といたしましていくつかございますが、その中で委嘱予定日現在の年齢が75歳以下の者を委嘱するということでございます。ですので、実際に委嘱されるときに、まだ75歳を迎えていらっしゃらない方から委嘱をさせていただくという決まりがございます。

◎斎藤委員 再任の規定の方は。

○大用生涯学習課長 再任につきましても、内規の中で公民館長の任期は1期3年ですが、3期を限度とするということで内規を決めさせていただいております。

◎溝口委員長 ほかに質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第38号、相模原市立公民館館長の人事についてを原案どおり決するにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第38号は可決されました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

委員の皆さんから、何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 それでは、私の方から先日行われました指定都市教育委員・教育長協議会の報告をさせていただきます。

政令指定都市教育委員・教育長協議会は6月8日、金曜日の午後1時半より、岡山市のホテルグランヴィアで開催されました。

内容ですけれども、全20市、熊本市が20番目に入りましたので全20市でございます。全員出席、事務局の方の出席も多数ございました。

最初に、文部科学省初等中等教育局財務課長の伯井美徳氏から講演がございました。この伯井氏は、今から7、8年前に横浜市の教育長でいらっしゃった方でございます。

内容は、教員定数改善の方向とその予算措置についてでございます。かなり分厚い資料をいただいてまいりました。ご希望の方は私が持っておりますので、どうぞお申し出いただきたいと思います。

その後、国への要望事項の確認をいたしまして、その議決をいたしました。これは各市から要望を出していただきまして、それをまとめたものをこの協議会で決定するものでございます。これは何の質問もなく決定されました。

その後、次回の協議会開催地として本市が該当するということでございまして、私の方であいさつをいたしました。

岡山市立岡山後楽館中学校・高等学校、岡山市でただ1つの高等学校というのでしょうか、中高一貫校のこの学校を視察いたしました。こういうパンフレットをいただいてまいりました。

この学校は、定時制高校から発展したということで、なかなかユニークな学校でございます。何がユニークかと申しますと、愛と創造というのが校訓だそうでございます。愛というのは、自己に対する愛ということだそうです。それから創造というのは、新しい自分を創るということで、自分を創造するということだそうです。6年間で自分を創る、自己を愛する精神を創るということで、「自分の花を咲かせよう！」というのが学校のスローガンだそうです。

これについても資料をいただいてきておりますので、もしご希望の方がございましたら、言っていただければ、先ほどの資料をお見せしたいと思います。

その後、岡山市の方と事務引継をいたしました。柳原委員長、それから山脇教育長、あ

と事務方に出席していただきました。

概略を聞きましたところ、岡山市でも教育委員会を上げて対応されている、今年はまだ岡山市の対応でございますので、岡山市教育委員会として全員で対応しているということでございます。

したがって、来年度の幹事市として相模原市になりますけれども、相模原市でも教育局全体と教育委員で対応するのがよろしいのではないかと考えました。

以上でございますけれども、資料等をたくさんもらって来てございますので、何かありましたら、私か教育総務室にお申し出いただければお見せすることができると思います。

以上、政令指定都市の第1回協議会の説明でございました。第2回は平成25年1月30日に東京のホテルフロラシオンで行われます。これが岡山市の担当で、次の年からは相模原市の担当になりますので、ぜひ皆さんよろしくお願いいたします。

では、ここで次回の会議予定日を確認したいと思います。

次回は7月19日、木曜日、午後1時30分から当教育委員会室で開催する予定でございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎溝口委員長 それでは、次回の会議は7月19日、木曜日、午後1時30分の開会予定といたします。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもって、定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

□閉 会

午後2時00分 閉会